

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国土調査の成果の認証

土地改良区の役員の変更

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良事業の認可(六件)

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了(三件)

### ◇ 選 挙 告 示

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

### ◇ 公 安 告 示

風俗営業等取締法による聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

### ◇ 公 告

危険物取扱者保安講習の実施

基幹林業作業士として認定した者

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 調査を行<br>つた者の<br>名称 | 調査を行<br>つた時期             | 成 果 の 名 称                            | 調査を行<br>つた<br>地域          | 認 証 年 月 日             |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 佐治村                | 昭和五十六年<br>度及び昭和五<br>十七年度 | 佐治村(大字畑、大字眷<br>谷及び大字河本)の地籍<br>図及び地籍簿 | 佐治村大字畑、<br>大字眷谷及び大<br>字河本 | 昭和五十八<br>年十二月二<br>十六日 |

### 鳥取県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|          |          |
|----------|----------|
| 監事 田 中 満 |          |
| 変更前      | 倉吉市谷三一   |
| 変更後      | 倉吉市谷一六四一 |

鳥取県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上野福尾土地改良区の定款の変更を昭和五十九年一月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上万土地改良区の定款の変更を昭和五十九年一月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五号

境港市渡町二二二五渡農業協同組合から申請のあつた土地改良（東森岡地区は揚整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六号

境港市渡町二二二五渡農業協同組合から申請のあつた土地改良（下大沢地区は揚整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七号

東伯郡泊村大字園二二〇二一泊村農業協同組合から申請のあつた土地

改良（泊村泊地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

江府町から申請のあつた町営土地改良（舟谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

日南町から申請のあつた町営土地改良（細屋地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（小町地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十一号

昭和五十八年八月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（広西地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十二号

昭和五十八年八月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（広西南地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十三号

昭和五十八年十月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（宝谷地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

昭和五十八年十月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（末恒（伏野、三谷）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十五号

昭和五十八年十月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（末恒（伏野、三谷）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十六号

昭和五十八年十月二十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（新井（棚田）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十七号

昭和五十八年十月二十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（新井（惣座）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

昭和五十八年十月二十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（新井（庄司線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字大杉字市倉奥八〇一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年四月二十三日 鳥取県指令受都計第七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉方

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一三一

住研産業有限公司

代表取締役 石田正美

鳥取県告示第二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二日 鳥取県指令受都計第三百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字向イ田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市浜坂四三〇

福田徳太郎

鳥取県告示第二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月一日 鳥取県指令受米土維第八百六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字長瀬谷西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一一三六

大西秀男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

住所 鳥取市青葉町一丁目三二九番地

氏名 前田忠雄

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規定（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄



住所 境港市花町八番地  
氏名 面谷規夫

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十八年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、〇一八

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年一月十八日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び名称

広島市上職町六番一〇一三〇三号  
大周実業株式会社

鳥取県公安委員会告示第五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十九年一月十日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年一月十八日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字富枝二二三番地一  
植村義春  
倉吉市荒井町三丁六棟梨一  
母繼輝知

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和59年1月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和59年2月23日（木）午前10時から  
倉吉市東嶽城町2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室
  - (2) 昭和59年2月24日（金）午前10時から  
米子市梳町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所講堂
  - (3) 昭和59年2月28日（火）午前10時から  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 2 受講手続  
(1) 受講申請書の受付期間

昭和59年1月23日（月）から2月10日（金）まで（郵送による場合は、昭和59年2月10日（金）までの消印のあるものに限る。）

(2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

基幹林業作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和59年1月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|       |       |       |       |      |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 坂本 賢司 | 佐々木秀明 | 松浦 文紀 | 梅林 貴真 | 吉原 貢 |
| 坂尾 文正 | 住田 龍治 |       |       |      |